

令和7年度 横浜市中小企業融資 設備更新資金



様々な
設備更新に対応

信用保証料
最大 0.4%助成

融資期間
20年

事業継続と生産性向上のために、電気・ガス・液体燃料等のエネルギーを使用する設備のほか、建物の改修等、設備更新を行う予定の市内の中小・小規模事業者がご利用いただけます。

融資対象者	次のいずれかに該当する事業者 1 電気・ガス・液体燃料等のエネルギーを使用する既存設備 [※] を更新するもの 2 1以外の既存設備を更新するもの [※] 【電気・ガス・液体燃料等のエネルギーを使用する既存設備の例】 業務用空調設備、業務用給湯器、業務用冷凍冷蔵設備、LED照明、高性能ボイラ、変圧器、産業用モータ、産業ヒートポンプ、生産設備（工作機械、プラスチック加工機械、プレス機械、印刷機械、ダイカストマシン）、自動車、作業車、その他業務用設備
資金使途	設備資金（付随する運転資金は可。ただし設備の金額を超えないこと。）
融資額	2億8,000万円以内（組合は4億8,000万円以内）
利率	固定金利 1年以内 年1.3%以内 3年以内 年1.6%以内 5年以内 年1.8%以内 10年以内 年2.0%以内 15年以内 年2.2%以内 20年以内 年2.4%以内
融資期間	設備資金 20年以内
据置期間	12か月以内
信用保証料助成内容	0.3%助成（融資額5千万円を上限） 【宣言割 [※] 】上記に加え、各融資額上限まで0.1%助成 [※] 横浜市の「脱炭素取組宣言」を行った方が適用できます。
上記助成後の保証料率	0.05%～1.60%
必要書類	設備更新資金 資格申告書 【宣言割を適用する場合】 「脱炭素取組宣言 確認書」又は「脱炭素取組宣言 宣言書」の写し



※ご利用にあたっては取扱金融機関及び横浜市信用保証協会の審査があります。審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

お問合せ先 横浜市経済局金融課 ☎045-671-2592